

第7次小樽市総合計画

附 属 資 料



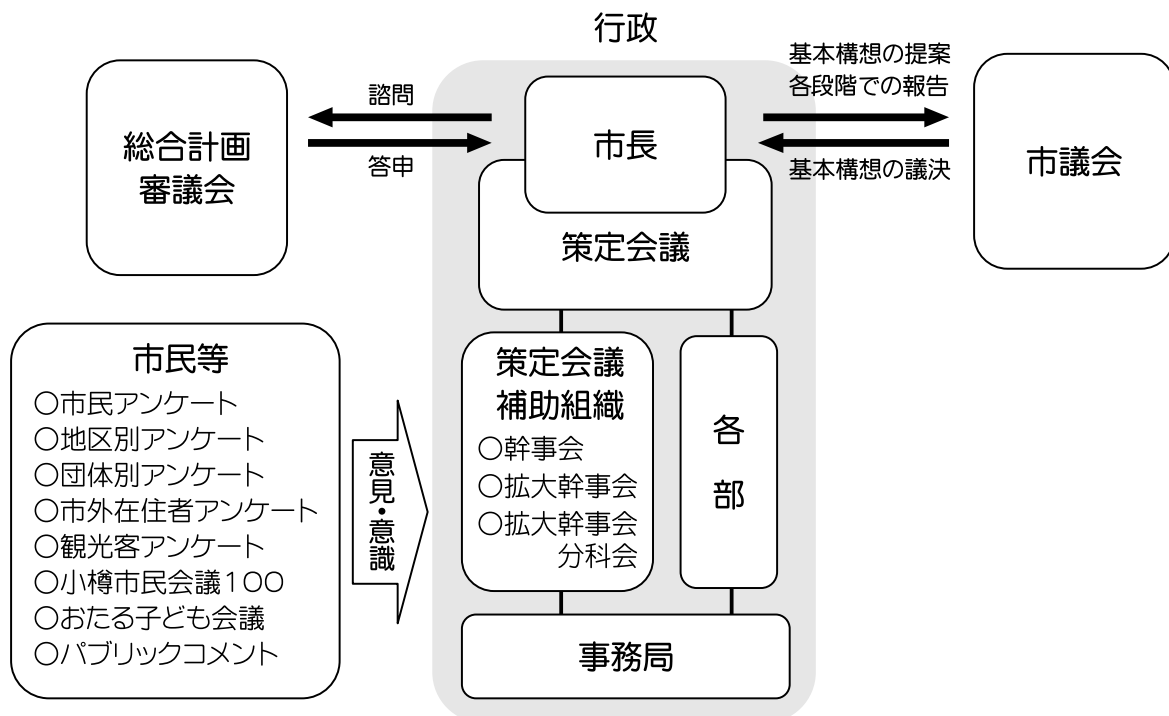


01 策定経過

年 月 日	内 容
平成28年1月27日 ～11月28日	策定会議(第1回～第4回) ・論点整理、アンケート調査、基本方針、策定等に関する条例案について
平成28年8月22日 ～9月14日	市民・地区別・団体別・市外在住者・観光客アンケート調査
平成28年12月12日	「次期小樽市総合計画策定の基本方針」の決定
平成29年1月23日 ～7月27日	策定会議(第5回～第8回) ・補助組織、課題整理、計画の構成、市民参加、策定資料集について
平成29年4月1日	「小樽市総合計画策定会議 第7次計画策定にかかる補助組織設置要綱」の施行
平成29年5月1日 ～7月21日	幹事会(策定会議補助組織) ・課題整理、計画の構成案作成
平成29年6月	「(仮称)第7次小樽市総合計画 策定資料集」の作成
平成29年6月12日	「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」の制定
平成29年6月3日 ～10月21日	「小樽市民会議100」の開催(全5回)
平成29年7月15日	「おたる子ども会議」の開催
平成29年11月27日 ～平成30年3月29日	拡大幹事会及び拡大幹事会分科会(策定会議補助組織) ・「基本構想(素案)」及び「計画の策定に当たって(素案)」の策定
平成29年11月30日 ～平成30年4月27日	策定会議(第9回～第13回) ・「基本構想(原案)」及び「計画の策定に当たって(原案)」の策定
平成30年5月14日	総合計画審議会に「基本構想(原案)」を諮問
平成30年5月14日 ～9月11日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本構想(原案)」の審議(「計画の策定に当たって(原案)」を含む)
平成30年6月1日 ～7月2日	「基本構想(原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出3人、48件(うち原案の修正4件)
平成30年9月21日	総合計画審議会から「基本構想(原案)」に対する答申
平成30年9月14日 ～11月8日	策定会議(第14回～第15回) ・「基本構想(案)」の策定
平成30年12月4日 ～12月26日	市議会 平成30年第4回定例会 ・12月4日 基本構想(案)の提案(「計画の策定に当たって」は附属資料) ・12月13日～18日 予算及び基本構想特別委員会で審議 ・12月26日 「基本構想」の議決
平成30年11月29日 ～平成31年2月5日	拡大幹事会及び各部 ・「基本計画(素案)」の策定
平成31年3月19日 ～令和元年5月21日	策定会議(第16回～第28回) ・「基本計画(原案)」の策定
令和元年5月28日	総合計画審議会に「基本計画(原案)」を諮問
令和元年5月28日 ～8月28日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本計画(原案)」の審議
令和元年6月3日 ～7月2日	「基本計画(原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出4人、38件(うち原案の修正2件)
令和元年8月28日	総合計画審議会から「基本計画(原案)」に対する答申
令和元年10月15日	策定会議(第29回) ・「基本計画(案)」の策定
令和元年10月21日	「基本計画」の策定



策 定 体 制



小樽市総合計画審議会

〔審議経過〕

開 催 日	内 容	
平成30年 1月30日	第1回全体会議	委嘱状の手交、会長・副会長の選任ほか
平成30年 5月14日	第2回全体会議	基本構想
平成30年 5月21日 ～8月31日	分科会	
平成30年 9月11日	第3回全体会議	
平成30年 9月21日		
令和元年 5月28日	第4回全体会議	基本計画
令和元年 6月27日 ～8月9日	分科会	
令和元年 8月28日	第5回全体会議	

〔分科会の所掌事項〕

●：基本構想・基本計画 ◎：基本構想のみ ○：基本計画のみ

分科会名	・計画の策定に 当たって ・基本構想総論	人口減少・ 少子高齢化 への対応	まちづくり 6つのテーマ						市政運営の 基本姿勢	土地利用・ 地区別発展 方向
			子ども・ 子育て	市民 福祉	産業 振興	生活 基盤	環境・ 景観	生きがい ・文化		
◎総論分科会	◎	◎							◎	◎
●人・暮らし分科会		○	●	●				●	○	
●産業振興分科会		○			●				○	
●都市・環境分科会		○				●	●		○	



〔審議会委員（任期：平成30年1月30日～令和元年8月28日）〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (任期満了時)	所 属 分 科 会(◎は分科会長)		備 考
			基本構想	基本計画	
学識経験者	松 原 三智子	学校法人 北海道科学大学 保健医療学部看護学科教授	◎人・暮らし	◎人・暮らし	
	三 浦 誠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部北海道職業能力開発大学校 教授	◎都市・環境	◎都市・環境	
	林 松 国	国立大学法人 小樽商科大学 商学部教授	◎ 産業振興	◎ 産業振興	
	和 田 健 夫	国立大学法人 小樽商科大学 学長	総 論	人・暮らし	審議会会長
公共的団体等から推薦された役職員	阿久津 光 之	一般社団法人 小樽市医師会 会長	人・暮らし	人・暮らし	
	鹿 角 健 太	一般社団法人 小樽青年会議所 理事長	—	都市・環境	令和元年5月21日委嘱
	斎 藤 仁	おたるエコの会 会長	都市・環境	都市・環境	
	嶋 秀 樹	小樽市漁業協同組合 代表理事組合長	産業振興	産業振興	
	杉 山 奈穂子	子育て支援サークル ホワイトウイング	人・暮らし	人・暮らし	
	中 村 全 博	小樽市商店街振興組合連合会 理事長	◎ 総 論	産業振興	
	橋 本 佳 彦	新おたる農業協同組合 信用担当事業兼金融共済部長	産業振興	産業振興	
	久 末 智 章	一般社団法人 小樽観光協会 副会長	産業振興	産業振興	
	増 田 榮 治	小樽市総連合町会 会長	都市・環境	都市・環境	
	三 船 貴 史	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長	人・暮らし	人・暮らし	平成30年4月10日委嘱
	森 万喜子	小樽市校長会	人・暮らし	人・暮らし	
	山 本 秀 明	小樽商工会議所 会頭	産業振興	産業振興	審議会副会長
	阿 部 恵 美	市民公募委員	都市・環境	都市・環境	
市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民	小 川 紀	〃	人・暮らし	人・暮らし	
	清 水 道 代	〃	都市・環境	都市・環境	
	高 橋 斎	〃	総 論	産業振興	
	富 田 旭	〃	産業振興	産業振興	
	布 施 隆	〃	産業振興	産業振興	
	酒 井 隆 裕	市議会議員	人・暮らし	人・暮らし	
市議会議員で議長が推薦する者	高 橋 克 幸	〃	総 論	都市・環境	
	高 橋 龍	〃	総 論	産業振興	
	千 葉 美 幸	〃	産業振興	産業振興	
	前 田 清 貴	〃	—	都市・環境	令和元年5月27日委嘱
関係行政機関の職員	北 谷 啓 幸	北海道後志総合振興局 局長	—	産業振興	令和元年6月13日委嘱
	渡 邊 政 義	北海道開発局小樽開発建設部 部長	—	都市・環境	平成31年4月17日委嘱
市長が必要と認める者	浅 原 富希子	声楽家、音楽講師	人・暮らし	人・暮らし	
	阿 部 典 英	北海道文化団体協議会 会長	人・暮らし	人・暮らし	
	天 池 風 太	株式会社ニトリホールディングス ニトリ複合施設準備室 室長	人・暮らし	人・暮らし	
	前 川 勝 美	株式会社アンビックス 副会長 小樽市朝里川温泉組合 組合長	総 論	産業振興	
	山 村 弘 一	株式会社オフィス ヤマムラ 代表取締役社長 勤仁塾世界松涛館空手道連合 会長	総 論	産業振興	
	吉 井 良 治	小樽少年軟式野球連盟 副理事長	都市・環境	都市・環境	

〔退任した委員〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (退職時)	所 属 分 科 会		備 考
			基本構想	基本計画	
公共的団体等から推薦された役職員	相 庭 孝 昭	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長	—	—	平成30年4月1日解職
	山 本 秀 也	一般社団法人 小樽青年会議所 理事長	都市・環境	—	令和元年5月21日解職
市議会議員で議長が推薦する者	酒 井 隆 行	市議会議員	都市・環境	—	平成31年4月30日解職
関係行政機関の職員	勝 木 雅 嗣	北海道後志総合振興局 局長	総 論	—	令和元年5月31日解職
	柳 原 優 登	北海道開発局小樽開発建設部 部長	—	—	平成30年4月20日解職
	橋 本 幸	北海道開発局小樽開発建設部 部長	都市・環境	—	平成30年4月20日委嘱 平成31年4月17日解職

172



《こども・子育てに関すること》

（子ども・子育て支援）

- 子どもの居場所づくりについて、場所の提供だけではなく、ニーズに合った居場所とはどのようなものか、関係者で共通理解を図った上で進めるよう、配慮されたい。
- 病児保育や、働く親が病気になったときの子どもの預かりなど、困ったときに気軽に助けてもらえる子育て支援体制を充実するよう、配慮されたい。
- 全国的にも問題となっている医療的ケア児への対応について、検討されたい。

（学校教育）

- 文部科学省からは学校規模の適正化について、小規模校のデメリットの緩和という考え方も示されていることから、「学校再編の推進」ではなく、第6次計画と同様の「小中学校の規模・配置の適正化」という表現とすることも検討されたい。

《市民福祉に関すること》

（地域福祉）

- 地域福祉活動に、元気な年配の方などの参加を促すため、「人づくり」の観点をもう少し強く表現するとともに、ソーシャルキャピタルが醸成されるよう、配慮されたい。

（高齢者福祉）

- 第6次計画と比較して、生きがいづくりが後退したように見えるが、自ら社会貢献することも生きがいづくりの一つであるため、「社会参加の促進」という文言を追記するよう、検討されたい。

（障がい者福祉）

- 第6次計画では「社会参加への妨げとなっている要因を取り除き、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援します」とあるが、第7次計画では、こうした観点が抜け落ちて見えるため、明確に記述するよう、検討されたい。

（地域医療）

- 市立病院についての「収益確保に努め」の文言は、収益優先のように見え、地域医療における役割から交付金が充てられている自治体病院の性格になじまず、市民からも求められる経営努力の姿勢は「経営の健全化」で十分読み取れるため、「収益確保等に努め」は削除するよう、検討されたい。

（男女共同参画社会）

- 「男女が対等に参画できる社会の実現に向けた意識啓発に努める」との記述は、時代に合っていないように感じられるため、もう少し進んだ表現も検討されたい。

《生きがい・文化に関すること》

（社会教育）

- 生涯学習の目的に、増加している高齢者のQOL向上の観点を含めることを、検討されたい。
- 生涯学習とは、カルチャーセンターのようなものだけではなく、一生勉強だということをはっきり打ち出し、仕事のスキルアップにもつながるようなプログラムの質や種類の充実に努めるとともに、学びの成果の社会への還元が促されるような市民へのアプローチを行うよう、配慮されたい。

（文化芸術）

- 風格ある観光都市・国際都市の条件と言われる、美術館・博物館・音楽堂について、計画的な整備を行うよう、配慮されたい。

- 市民や事業者とともに、歴史的建造物を保全・活用し、地域の魅力を高めるため、市も積極的に関与するよう、配慮されたい。

- 小樽に貢献しようと活動してくれる素晴らしいアーティストもいるので、その価値に市民が気付き、実際に見て体感できるよう、積極的な周知などに努めるとともに、そうしたアーティストが継続的に活動できるように、適切なケアを行うよう、配慮されたい。

- アーティストバンク登録者の作品を病院や市役所などに飾り、市民が気軽に芸術に触れられるようにしたり、登録者を市民愛好家がサポートする仕組みづくりなどでバンクを生かすとともに、芸術家の育成と、育った才能を地元で生かせる環境づくりなど、芸術の地産地消が図られるよう、配慮されたい。

- 文化芸術活動の活性化のためには、文化芸術を愛好する者同士の交流の場が必要であるため、音楽堂や美術館本来の社交の場としての活用も含めた交流の場づくりについて、配慮されたい。

（国際交流）

- 多様な文化に触れ、視野を広げられるよう、姉妹都市交流や外国語教育、市内在住外国人との交流など、外国人との交流の実体験の機会の充実について、配慮されたい。

《産業振興に関すること》

（産業振興全般）

- テーマ全体の文章に、何を軸にどう展開するのかという産業振興全体のビジョンや、歴史的景観などの小樽の強みを生かすことを明確に表現するよう、検討されたい。また、各施策においてもできるだけ強みを生かすことについて表現するよう、検討されたい。

（農林業）

- 小樽の農業の規模を考慮し、余市町・仁木町など後志管内と連携し、加工や流通などにおいて、弱いところを協力し合い、後志の優位性を生かした農業振興を図るよう、配慮されたい。
- 後継者の確保や新たな就農者の増加を図るため、農産物の付加価値を高め、所得の底上げができる施策を推進するとともに、地理的な利便性の高さのPRや農地を提供できる仕組みづくりについて、配慮されたい。

（水産業）

- 遠洋の漁獲減少などの現状を踏まえて漁業を守っていくため、栽培漁業などにより漁獲の安定を図るとともに、大きなシャコなどの小樽産水産物の特色を生かしたPRや、加工業・飲食店と連携したブランド力向上による高付加価値化で、漁業者の所得増加や後継者の育成を図るよう、検討されたい。
- 「本市の魅力のひとつである『食』を支える水産業の持続的な発展を目指す」との表現は、地元で獲れたものが札幌経由で流通していることや、あまり加工の原料になっていない現状に鑑みると違和感があるため、このように記述するのであれば、地元の加工業等に安定供給できる仕組みづくりなどを通じて、漁業とその他の食産業とのつながりを深める施策を推進するよう、配慮されたい。

（商工業・企業立地）

- 「商業」と「工業・企業立地」は、規模の大きな両産業を統合するだけの明確な理由はなく、振興の考え方も異なると思われるため、従来どおり別々の施策とするよう、検討されたい。



- 施策を分割する際は、「商業」には、特に商店街で廃業が多く、空き店舗も目立ってきている状況や、市内に若い世代の望むものが不足しているといった課題を踏まえ、廃業対策や空き店舗の活用、創業支援、市民ニーズへの対応などの対策をわかりやすく表現するよう、検討されたい。
- 中小企業振興基本条例については、全ての産業に係ることであるため、施策を分割する際は、「商業」と「工業・企業立地」それぞれの記述のバランスについて、配慮されたい。
- 工場の設置においては働く人材の確保が課題であるため、例えば銭函エリアの工業専用地域の用途を変更し、住宅も建てられるようにするなど、都市計画と連動して人と企業を呼び込むような地域振興策も、検討されたい。
- 工業について、他のまちと同様の中小企業振興策に留まらず、独自性のある振興策を行うとともに、成長性や付加価値の高い方向にシフトしていくなど、産業構造の転換も意識し、「地場産業におけるイノベーションの促進を図る」など、新しいことを作り出すような積極性を表現するよう、検討されたい。
- 商業だけではなく、小規模な製造業もだんだん廃業してきているため、工業にも、創業する人が受け皿になる形など、創業支援と合わせて、事業承継を推進する考え方も入れるよう、検討されたい。
- これらの意見を踏まえ、次のように「商業」と「工業・企業立地」に分割した施策とするよう、検討されたい。

商業

消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能の効率化と経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、多様化する消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進します。

工業・企業立地

地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。

このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携などのネットワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーションの推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高め、進出企業の事業継続を後押しするため、企業誘致活動を行うとともに、地場企業との連携強化などを図ります。

(観光)

- 旧手宮線・北運河の活用、第3号ふ頭の整備などによる観光客の回遊性向上や、夜の観光の魅力向上により、滞在時間や宿泊者の増加を図り、消費拡大につなげるよう、検討されたい。

- 小樽の強みである歴史文化を生かすため、投資を呼び込むことも意識して、歴史的遺産の保全・活用や景観保全について明確に表現するよう、検討されたい。
- 「また来たいと思えるまち」を目指すのであれば、「体験」よりも「体感」の方が、忘れない・また繰り返したいという印象が強くなるとされるため、表現の修正について検討されたい。
- 観光は経済波及効果が大きい産業であるため、商業・工業など関連施策とのつながりをできるだけわかりやすく表現するよう、また、そうした経済効果に結びつけることを意識して施策を推進するよう、配慮されたい。
- 基本のところ弱く、観光客と市民がふれあうことが目的に見える。観光は本来、産業として振興すべきであり、そのために観光資源の保全・整備を重点的に行い、消費拡大のために滞在時間の延長策などを掘り下げ、その中で良い思い出となるよう市民が迎える、とつながっていくべき。観光振興の基本的なところも表現し、ふれあうことが中心の印象にならない記述とするよう、検討されたい。
- これらの意見を踏まえ、次のように修正することを検討されたい。

観光

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力の発掘により、多様化するニーズに対応する「小樽の魅力を深める」取組、市内はもとより後志圏に点在する観光資源を面として活用する、広域連携による「小樽の魅力を広げる」取組、ホスピタリティの啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進め、基幹産業として更なる発展に努めます。

- 並行して策定を進めている小樽市歴史文化基本構想と連携し、最終的に策定する際には整合を図るよう、配慮されたい。
(港湾)

- 「対岸諸国、北米地域などとの貿易の拡大」について、物流関係は、地理的な状況から極東に力を入れるべきであるため、ウエイトを考慮して、「対岸諸国」をより具体的に表記するよう、検討されたい。

- 第3号ふ頭基部の整備は小樽の発展のために重要と考えられるため、その着実な推進について、配慮されたい。

- 港湾の輸送・倉庫業者の高齢化が進んでいるため、他の産業施策と同様に、事業継続について、配慮されたい。

- 小樽港におけるフェリーのウエイトの大きさに鑑み、事業者との関係強化に努めるとともに、文言として具体的に表現するよう、検討されたい。

(雇用・労働)

- 人口減少により、サービス業や建設業などにおいて、外国人労働者の雇用の必要性が増してきている現状も、課題として捉えるよう、配慮されたい。

- 若年者の地元定着のためには、子どもの頃からの地元への愛着を含めたキャリア教育に力を入れるべきであり、学校教育と連携してこうした取組を充実させるとともに、文言としてキャリア教育的な表現を入れることも、検討されたい。



《生活基盤に関すること》

（上下水道）

- 上下水道の普及率については解説を入れるなど、わかりやすい書き方をしよう、配慮されたい。

（道路・河川）

- 古くに都市計画決定され、未整備の道路については、現状を踏まえた上で、その見直しについて検討されたい。
- 各地で豪雨による大きな被害が出ている状況を踏まえ、河川整備について、豪雨対策の観点を明確に記述するよう、検討されたい。

（住宅）

- 移住について、情報発信より踏み込んだ記述も検討されたい。
- 今後、空き家の更なる増加が見込まれ、その危機感を表すため、「空家等」の前に「急増している」「全国より高い水準で推移している」などの小樽の現状を示す文言の追記を検討されたい。
- 施策の対象者について、テーマ内の他の施策では「市民」としているのに対し、ここでは「誰もが」としているが、同じく市民のことを表しているのであれば、用語の統一を図るよう、配慮されたい。
- 民間住宅のリフォーム支援という記述について、耐震化・断熱化・バリアフリー化など、市として行うことがある程度見える記述とすることを検討されたい。

（除排雪）

- 雪の置場が地域の大きな問題であるが、記述からはあまり変化が見受けられないため、将来に向けた進歩的な施策を検討されたい。
- 「家に閉じこもることなく」との記述は、家にいることに対して否定的な印象を受け、それがなくても外出しやすい環境づくりを目指す意図は伝わると思われるため、削除を検討されたい。
- 冬季間、バスの運休等で市民生活に影響を及ぼすことのないよう、細やかな除排雪の実施について配慮されたい。

（市街地整備）

- 地震災害時に電柱倒壊による事故や交通の妨げが懸念されるほか、都市景観上の観点からも、官民一体となって無電柱化を推進すべきと考えられるため、将来に向けてその考え方を計画に取り入れるよう、配慮されたい。

（交通）

- 「持続可能な地域公共交通網形成」は、幅広い意味になってわかりにくい部分もあるので、できるだけ具体的な表現としよう、配慮されたい。
- 山坂が多く、交通が不便な地域もある中で、今後も人口減少と高齢化が進むと見込まれることから、高齢者などの外出手段の一つとして、将来的にコミュニティバスなどの導入についても、検討されたい。
- 「北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます」という部分について、事業実施が決まっているものに対する表現として「実現に努める」は適切なのか、また、都市間交通と都市内交通の連携もここに含まれるのであれば、「新幹線新駅や自動車道からの」など、それに見合った表現としよう、検討されたい。

（防災・危機管理）

- 災害時のボランティア受け入れにおいて重要な役割を担うと思われる社会福祉協議会との連携について明記するよう、検討されたい。
- 災害発生時の地域での対応や市民の意識の向上のための啓

発活動を充実するよう、配慮されたい。

（消防）

- 「消防」が消火・救急・救助等の総称であるなら、「消防・救急体制」という並列の表現が適切なのか、検討されたい。

《環境・景観に関すること》

（公園・緑地）

- 冬は遊具を取り払ってオープンスペースにした上で公園敷地を雪捨て場にするなどの活用を想定し、「公園・緑地の整備や利活用を進め」などと記述することを検討されたい。
- 花はまちの魅力の一つになると思われるので、花の種類も考慮した、計画的な花壇作りに配慮されたい。

（都市景観）

- 景観を損ねている看板が見受けられるため、実効性のある景観保全の取組を行うよう、配慮されたい。
- 市民がまちの良さを再認識し、郷土愛が育まれるよう、「市民への景観形成意識の啓発と自主的な景観形成活動の促進の取組」の充実について配慮されたい。

《市政運営の基本姿勢に関すること》

- 「目標管理型の市政運営」は、人事評価のための目標管理制度と誤解されないよう、「業績管理型の市政運営」などの表現としよう、検討されたい。
- 若手職員は大事な財産であるため、大学の夜間の講義や長期のビジネススクールを受講させるなど、若手職員育成策の更なる充実について、配慮されたい。
- 自動運転などの技術革新が社会を大きく変える可能性があるため、時代に合ったテクノロジーを取り入れていく前向きな姿勢を示すよう、検討されたい。

《土地利用・地区別発展方向に関すること》

（土地利用）

- 住居系の「建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導」は、行政主導で行いうる手法や費用対効果が不明。具体的な施策を想定し、それに見合った表現としよう、検討されたい。
- 「コンパクトなまちづくり」は、「コンパクトシティ」とイコールに近い表現と思われるため、「小樽市全体の中で、一定程度集約することを検討する」など、人口減少に対応していく方向性について、もう少し具体的に記述するよう、検討されたい。

（地区別発展方向）

- 北西部地区の住環境づくりについては、地域によって利便施設の集積などに濃淡があることを考慮し、「利便性の高い地域における～な住宅地の形成」など、ある程度範囲を絞れる表現としよう、検討されたい。
- 中部地区の「中心市街地での公営住宅の整備」は、土地の確保などに課題があると考えられるため、民間の力の活用について追記し、実現性を高めるよう、検討されたい。
- 東南部は、温泉郷などの多彩な観光・スポーツ・レクリエーション機能を生かして、居住と観光の両面で健康づくりをサポートできる地区としての発展が期待できるため、「健康」をキーワードにした表現について、検討されたい。



〔基本計画（原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 4 8 号
令和元年5月28日

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫 様

小樽市長 迫 俊哉

「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和元年8月28日

小樽市長 迫 俊哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫

「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について

令和元年5月28日付け樽企第48号により本審議会に諮問されました「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるが、別冊のとおり一部修正すべきとの結論に至りました。

このほか、今後の総合計画の推進に当たって参考とすべき附帯意見を別紙のとおり示しますので、十分配慮されますよう、要望いたします。

（別冊一省略）

別紙 総合計画推進に当たっての附帯意見

【人口減少・少子高齢化への対応】

《1 人口減少への挑戦》

- 若い方が移住するような対策を、他の地域の成功例も参考にしてもう少し充実させ、まちが活気づいてほしい。

小樽は海も山も水族館もあり、札幌にも近く、学校教育も比較的小コンパクトで丁寧なので、子育てには最高のロケーションだと思う。

いいところだ、というPRも必要であり、例えば子育て雑誌に特集を組んでもらったり、SNSの活用なども検討してはどうか。

【まちづくり 6つのテーマ】

《施策1-1 子ども・子育て支援》

- 子どもの居場所づくりは、民間やボランティアと連携して、廃校などの場所を使いやすくできるような連携がうまくいくといいと思う。自らやろうという人たちを市で上手く使って、場所だけでも提供してはどうか。

子ども食堂などを始めている方や、こうした地域の役割があることを知らずにいる方もいるので、うまく協力し合える方があればいいと思う。

《施策1-2 学校教育》

- 答えがないものを自分で考えて作る芸術は他の科目の根幹になり、豊かな心が育成されるのではないかな。また、自然を通して芸術を育むことが、自ら色々なことに関わっていく勇氣につながるのではないかなと思う。

海・山・文化などの小樽の特性を生かした「豊かな心の育成」を積極的に推進されたい。

- 学校が古びていると親も行かせたいという気にならず、特にきれいなトイレは子どもたちにとって重要なので、人口対策の観点も持って、財源確保も含め、学校の整備促進に積極的に取り組んでいただきたい。

《施策2-6 男女共同参画社会》

- DVなど様々な暴力の根絶のため、シェルター的な役割を担っている民間施設との連携も含め、市として緊急保護体制の充実を図っていくことが必要ではないかな。

- 男女共同参画社会は、学校教育・家庭教育・社会教育と係わりがあると思う。DV対策は、女性の保護だけでなく、アンガーマネジメントの学習機会を持つなど、別の側面からやっていく必要もあるのでは。

また、今までやっている施策が本当に役に立っているのかという観点で見直すことも必要なのではないかな。情報誌・講演会・パネル展などは、そこに係わる人がそもそも少ないという気がする。DVの問題や、労働条件、育児、介護、LGBTなど、全ての市民に係わってくるところなので、もっと打って出るような施策を考えた方がよいのではないかな。興味がある人は見て、という感じだと実効性が薄いのではないかなという印象を持った。

《施策3-1 農林業》

- 小樽産農産物の付加価値を高めるには、知名度向上と地産地消を含めた地元へのPRが大事だと思う。

また、販路を大都市圏に向けて高付加価値化したものを売ることや、地元のホテルや飲食店の需要があるものを作り、地場産品の料理を提供することで、地元で高付加価値化していくことも検討されたい。

- 小樽の農業は小規模で、農協が仁木町を中心とした広域であることも踏まえ、就農や農業の高度化などにおいて、常に広域連携の視点を持つべきであると考えている。

《施策3-2 水産業》

- 漁獲制限やトレーサビリティが厳しくなる傾向を踏まえ、持続可能な漁業のため、ホタテなどの養殖をもっと活性化させるといいのではないかな。

- 漁業従事者の担い手確保の本質は、どうやって「やりたいたい」と思ってもらえるかであり、その重要な要素の一つは所



得であると考えられるので、その底上げのため、付加価値のある栽培漁業の情報提供など、行政としてどのような支援ができるかを検討いただきたい。

- 小樽で使うものをできるだけ小樽で作るという循環型経済の推進を意識して、地元で作られているものを知って、食べてもらう意識付けなどを、経済界と連携して進めていただきたい。

《施策3-3 商業》

- 市場の老朽化が進み、建替えや大規模改修をしなければ存続自体が危ぶまれるところがある。国や道などの支援制度とのマッチングも支援の一つと思うので、配慮していただきたい。
- 新幹線が来て広域観光になっていけば、二セコなどに長期滞在する人たちが回遊し、小樽にも来る可能性が高いので、それを想定した施設づくりや、小売・飲食など、まち全体として消費させる仕組みにしていく必要がある。
経済界も夜型観光とそれに応じた消費の拡大を進める考えであり、卸も観光消費で食品が拡大する可能性がある。行政もターゲットを見定めて施策を推進するよう、配慮されたい。
- 商店街の構成が徐々に飲食中心となっている。また、商店街を人と人のふれあいの場にする取組に参加する人が少ない、観光客にマッチした商店街になっていないところもあるなどの課題がある。こうした現状を踏まえた支援策を打つよう、配慮されたい。

《施策3-4 工業・企業立地》

- 固定資産税の課税免除について、地場企業の拡大のニーズもあると思われるので、積極的な周知を行うよう、配慮されたい。
- 中小企業では、海外への販路拡大のやり方がわからなかったり、展示会・商談会に参加しづらいところがあるので、海外に販売するルートづくりや、製造業者への情報提供とニーズの把握、通関の支援、国内外のバイヤーにつなぐ協力などを、継続的に行っていただきたい。
- IT関連企業は幅が広いので、誘致を行うに当たっては、業種を絞ってニーズを把握し、例えばサーバーには災害の少なさと停電時の発電設備の支援を打ち出すなど、他と比べて優位に立てる支援策を検討してはどうか。

《施策3-5 観光》

- 何人来るかではなく、宿泊がどれだけ増えて消費額がどれだけ増えるかが大切。宿泊施設の増加で宿泊客数が大幅に増える余地があり、若い人が多く所得水準が上がっているベトナムなどからの訪問が増える可能性も高い。その中でどのようなサービスを提供し、何を買ってもらうかや、色々な環境整備をしてルートづくりなどの広域連携を積極的に仕掛けていく必要がある。
- 滞在型観光にはスキーや水上などのスポーツが大きな魅力となる。特にスキー人口は2億人規模になると言われている。また、MICEや医療観光も意識して、滞在型観光を推進されたい。
- ホテルの人手不足が大きな問題になってきて、部屋のメイキングコストも上がってくるので、宿泊客数を増やすことだけでなく、滞在日数を延ばして生産性を上げていくことや、札幌との差別化も含めて高所得者層を呼び込むエリアづくりも必要ではないか。
- DMOで大切なのは財源の問題と機能であり、DMOが司

令塔的な役割を果たすのであれば、政策とも連動するので、組織と財源づくり、人材確保について、しっかりとやっていただきたい。

- 広域観光は、北後志より、二セコ・倶知安からどれだけ小樽に回遊させるかが課題。人が多く来ているところとの連携を強化するという考えに立たないと、経済効果は上がってこないで、札幌との連携も外せない。
- 小樽に泊まってもらうには、外国人が滞在する魅力づくりを考える必要がある。二セコは英語圏で外国人が不便しない環境があり、小樽もスキーや歴史をきちんと英語で教えられる人がほしいところ。ガイドの資格制度を導入し、きちんと所得も得られるようにする仕組みなどが、本格的な滞在型観光には必要だと思う。
フランスは、ガイドの基準が非常に高く、資格のある人が説明することで、滞在する価値を生み出しているの、そのあたりも意識してはどうか。
- 新聞記事に出ていた、外国人の小樽の再訪意向の低さに衝撃を受けた。国内観光客が減り、インバウンドも来なくなったら、ただの過疎都市に戻ってしまう危機感を覚えるが、市民も観光業者も危機感が足りないと思う。言葉の問題やインフラ整備も含め、この10年間で本当に戦略的にやっていくべきと考える。

《施策3-6 港湾》

- 物流はコストの話になるが、海運も陸送も苫東の方が時間が短く、中国のコンテナ航路については、帰り荷がなかなかなく、将来的に航路維持ができるのか心配している。どういう整備をするか、競争力をどのように作っていくかの政策を、できるだけ長期的に考えておく必要があると思う。
また、物流の競争力を高めるため、石狩湾新港との連携も強化してほしい。
- 対岸諸国との貿易については、ロシアとどのようなことが可能なのか、商社との連携も含めて考えていただきたい。
- 「みなと観光」について、都市機能と連動させた観光案内所などの整備の方向性を港湾計画に織り込み、しっかり進めていただきたい。

《施策3-7 雇用・労働》

- 高齢化と労働コスト上昇で、中小企業が経営を維持するのは相当厳しい。創業よりも廃業が圧倒的に多いので、廃業に至る理由など情報を整理して、起業しようとしている人に情報を流すなどの仕組みづくりをして、そこで働いている人の雇用を維持していくべき。労働力の絶対値をどう確保するかを政策的に考え、その中で使用者側が労働条件を改善していかないと企業が存続できない。小樽の産業構造上、割合の大きいサービス産業・飲食などの労働力確保が必要だろう。
- 外国人労働者について、日本語習得支援は今後重要になってくると思う。日本語の学習環境も小樽で働くことにつながるのではないか。
将来小樽も、食品加工やサービス産業など、相当労働力がタイトになってくると思われ、監理団体を作っていないと難しい感じも受けている。企業の取組に対して行政としてどのような補完ができるかを考え、国の施策と併せて、意識付けや情報を整理して提供することなどを徹底すべきだと思う。
- 外国人にとって、小樽にどういった企業があるのか、企業がどういった外国人材を求めているのかの情報を集めるのは難しく、企業も発信する費用が問題だと思うので、市のホーム



ページでの情報提供などがあればいいと思う。

《施策4-1 上下水道》

- 下水道の整備された市街化区域と隣接した、市街化調整区域に住んでいる人からも下水道整備の要望があるので、その対応について検討をお願いしたい。

《施策4-2 道路・河川》

- 大切な観光資源である小樽運河のきれいな状態が維持されるよう、清掃など適切な維持管理をお願いしたい。

《施策4-3 住宅》

- 「住宅エコリフォーム」等の助成制度について、お年寄りなどから、利用の仕方がわからないとの声も聞くので、わかりやすく、一人でも多くの人にPRできる方法を検討されたい。

《施策4-4 除排雪》

- 小樽は山坂が多く、小路に住宅が張り付いており、そこに昔から住んでいるお年寄りは雪の置場がなく非常に悩んでいるため、雪の置場の確保や、流雪溝も含め、長期的なビジョンで対策を考えていただきたい。
- 雪押場・雪置場の確保は市民の協力が必要であり、それにはメリットがないとなかなか進まないと思われるため、例えば固定資産税の半分の減免などの方法も検討いただきたい。

《施策4-5 市街地整備》

- 他都市の立派な美術館と比べ、小樽の美術館は芸術文化の都市としてどうなのかと疑問を感じる。小樽駅前周辺の開発のエリアの中に、美術館など文化的な施設もあるとよいのではないか。

《施策4-8 消防》

- 地域にとって、初期対応や避難訓練などで消防団の役割は非常に大きい、なり手が少なく、減少しているため、機能別消防団や女性の加入促進などの取組を進め、一人でも増やせるよう、お願いしたい。

《施策5-3 公園・緑地》

- 運河の散策路の花壇は初夏はきれいだが、後に見苦しい状態となり、多くのお客様が来る場所で、せっかくのおもてなしがマイナス要因になりかねないので、管轄しているところに配慮いただくよう、お願いしたい。

《施策5-4 都市景観》

- 主要な観光資源である歴史的建造物をいかに保全していくかが大事だが、市による所有者等への支援だけでは賄いきれないと思われる。
国の法制度を上手く活用して保全に取り組むとともに、民間の投資が促進されるよう、北運河を再整備する姿や歴史的建造物のこれからのあり方を具体的に見せるなど、歴史的建造物を全体的に支える仕組みについて、検討されたい。
- まちなみ景観などの小樽の魅力について、市民の受け止めももちろん大事だが、交流人口や関係人口の意見や評価を聞くのも重要ではないか。

《施策6-1 社会教育》

- 学生から、札幌の「図書・情報館」のような、学校や家庭

以外で学習できる場を望む声をよく聞く。若い人たちの交流や学びの場づくりは、将来的なまちづくりのエンジンになると思われ、高校生からもう少し上の世代が参加できるプログラムや、学ぶ場所があるといいと思う。

例えば図書館も、他のまちでは通勤通学の帰りに寄って、夜遅くまで自由に勉強したりプログラムに参加できるところがあるので、もう少し自由度を高めてはどうか。

- 国際都市小樽として、文学館と美術館を分けた独自の建物が必要でないか。展示スペースが非常に少なく、古くて照明等も課題があるので、例えば「何年後にこういう形を考えている」など、将来的な展望を提示していただければと思う。
- 書店が減っていく中で、図書館はタイムリーな補充や、話題の本、専門書があつてこそ利用価値があると思うので、購入にあたり配慮されたい。
- 図書館について、中高生あたりの勉強の仕方が変わってきているので、タブレットなどを使うようにWi-Fi環境を整備するとともに、学習室の電源やもう少し良い椅子の整備など、基本的な環境整備を望む。

《施策6-2 文化芸術》

- しりべしミュージアムロードを構成する美術館などと提携したり、若い芸術家が希望を持てるよう新たな美術品の収蔵を大いにしていただくなど、展示の充実に積極的に取り組んでいただきたい。
- 例えば、応接室の絵を市立病院や図書館に持って行き、美術館や図書館にあるものを応接室に掛けるなどすると、移動美術館のように市民が見ることができる。市にある美術品を有効利用すれば、お金をかけずに「鑑賞機会の充実」が図られるのではないか。

《施策6-4 国際交流》

- 外国人に対する日本語教育などにより、多文化共生社会を進めていくことは大事なことだと思う。例えば商業高校跡を使って日本語教室を開設したりすると、外国人の増加につながるかもしれない。
また、「市民生活ガイド」の外国語版があつたら便利だと思う。
- お店で働いている人の中国語学習など、市民向けの外国語学習や文化のレクチャーを行うと、経済や教育の面でも市民のためになり、国際交流も効果的に進むのではないか。民泊も増え、ごみの捨て方や道が分からないなどの状況にも対応できるよう、外国語学習などは皆に必要なと思う。
- 市民の国際感覚を養うのは、市全体の施策として行くと、ターゲットが絞れなかったり、お金が掛かったりするので、町内会・学校・PTAなど、小さい単位でやるのが有効だと思う。例えば、外国人のお母さんから料理を学ぶといった、ちょっとしたアフタースクールみたいなものをやると言えば、人は集まりやすいし、外国人もコミュニティに溶け込みやすい。

【市政運営の基本姿勢】

《1 市民参加と協働によるまちづくりの推進》

- これから町内会と市は、情報を共有しながら、連携を強化していかなければならないと思うので、約4割いる高齢者にも、よりわかりやすい情報の発信・伝達を考えていただきたい。

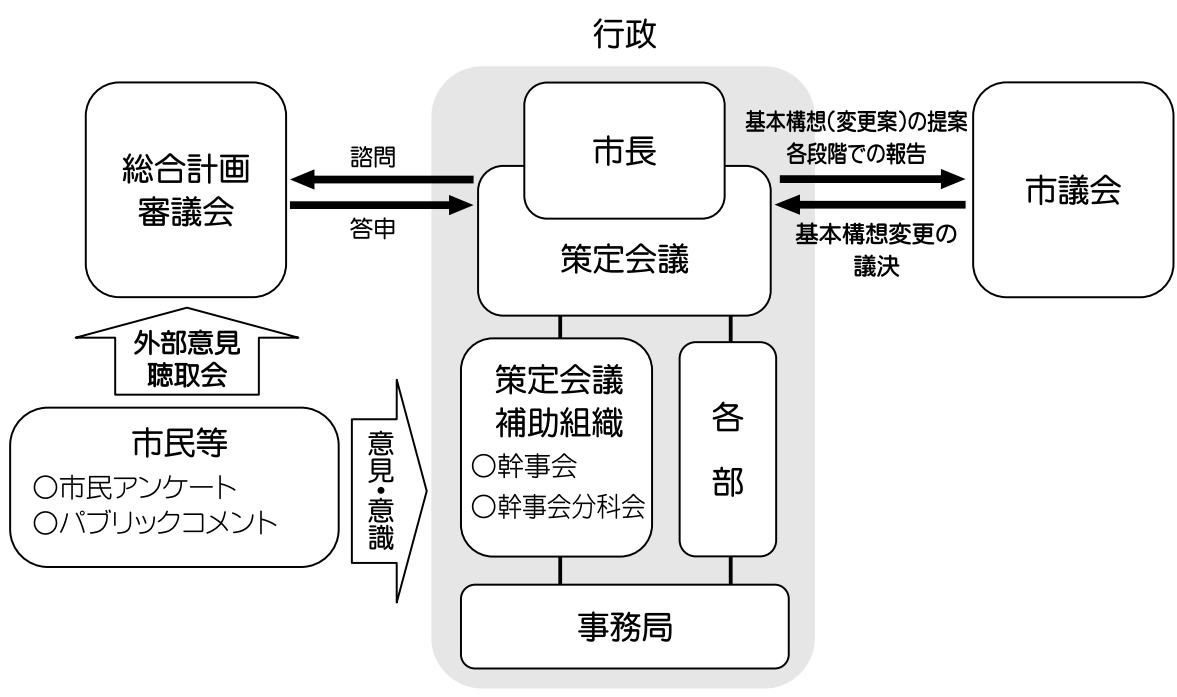


02 見直し経過

年 月 日	内 容
令和5年2月10日	策定会議(第1回) ・見直し方針、補助組織等の見直し体制について
令和5年4月1日	「小樽市総合計画策定会議 第7次計画の中間見直しにかかる補助組織設置要綱」の施行
令和5年4月10日 ～7月3日	幹事会及び幹事会分科会(策定会議補助組織) ・「基本構想(改訂素案)」の策定
令和5年7月10日 ～7月28日	策定会議(第2回～第3回) ・「基本構想(改訂原案)」の策定
令和5年8月31日	総合計画審議会に「基本構想(改訂原案)」を諮問
令和5年8月31日 ～11月21日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本構想(改訂原案)」の審議
令和5年9月1日 ～10月2日	「基本構想(改訂原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出2人、19件(うち改訂原案の修正0件)
令和5年11月30日	総合計画審議会から「基本構想(改訂原案)」に対する答申
令和6年1月11日 ～2月2日	策定会議(第4回～第5回) ・「基本構想(変更案)」の策定
令和6年2月27日 ～3月22日	市議会 令和6年第1回定例会 ・2月27日 基本構想(変更案)の提案 ・3月6日～14日 予算特別委員会で審議 ・3月22日 「基本構想」の変更について案のとおり議決
令和6年3月6日 ～6月6日	幹事会及び幹事会分科会、各部 ・「基本計画(改訂素案)」の策定
令和6年3月26日	総合計画審議会 外部意見聴取会の開催
令和6年7月2日 ～7月17日	策定会議(第6回～第8回) ・「基本計画(改訂原案)」の策定
令和6年8月1日	総合計画審議会に「基本計画(改訂原案)」を諮問
令和6年8月1日 ～10月22日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本計画(改訂原案)」の審議
令和6年8月1日 ～8月30日	「基本計画(改訂原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出2人、16件(うち改訂原案の修正1件)
令和6年10月30日	総合計画審議会から「基本計画(改訂原案)」に対する答申
令和6年11月29日	策定会議(第9回) ・「基本計画(変更案)」の策定
令和6年12月26日	「基本計画」の変更



見直し体制



小樽市総合計画審議会

〔審議経過〕

開催日	内容		
令和5年8月31日	第1回全体会議	基本構想	原案の諮問、分科会の設置
令和5年9月27日 ～10月30日	分科会		総論分科会2回、人・暮らし・都市分科会2回、 産業振興・環境分科会2回
令和5年11月21日	第2回全体会議		分科会の報告、答申案の決定
令和5年11月30日			答申
令和6年3月26日	外部意見聴取会	基本計画	市内の若い方、子育て世代の方の意見を聴取
令和6年8月1日	第3回全体会議		原案の諮問、分科会の設置
令和6年8月6日 ～10月16日	分科会		人・暮らし・都市分科会3回、 産業振興・環境分科会3回
令和6年10月22日 令和6年10月30日	第4回全体会議		分科会の報告、答申案の決定 答申

〔分科会の所掌事項〕

●：基本構想・基本計画 ◎：基本構想のみ ○：基本計画のみ

分科会名	人口減少・ 少子高齢化 への対応	まちづくり 6つのテーマ						市政運営の 基本姿勢	土地利用・ 地区別発展 方向
		子ども・ 子育て	市民 福祉	産業 振興	生活 基盤	環境・ 景観	生きがい・ 文化		
◎総論分科会	◎							◎	◎
●人・暮らし・都市分科会	○	●	●		●		●	○	
●産業振興・環境分科会	○			●		●		○	



〔審議会委員（任期：令和5年8月31日～令和6年10月30日）〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (任期満了時)	所属分科会(◎は分科会長)		備 考
			基本構想	基本計画	
学識経験者	穴 沢 眞	国立大学法人 小樽商科大学 学長	総 論	産業振興・環境	審議会会長
	松 原 三智子	学校法人 北海道科学大学 保健医療学部教授	◎人・暮らし・都市	◎人・暮らし・都市	
	林 松 国	国立大学法人 小樽商科大学 商学部教授	◎産業振興・環境	◎産業振興・環境	
公共的団体等から推薦された役職員	斎 藤 仁	おたるエコの会 会長	産業振興・環境	産業振興・環境	
	杉 山 奈穂子	子育て支援サークル ホワイトウィング 副代表	総 論	人・暮らし・都市	
	鈴 木 敏 夫	一般社団法人 小樽市医師会 会長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	高 垣 直 美	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会事務局 次長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	中 野 豊	小樽商工会議所 会頭	産業振興・環境	産業振興・環境	審議会副会長
	久 末 智 章	一般社団法人 小樽観光協会 副会長	産業振興・環境	産業振興・環境	
	堀 口 雅 行	小樽市総連合町会 会長	◎総 論	人・暮らし・都市	
	脇 本 麻友美	小樽市校長会 小樽市立望洋台小学校 校長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	荒 木 慶 子	市民公募委員	産業振興・環境	産業振興・環境	
市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民	岡 部 唯 彦	〃	総 論	産業振興・環境	
	島 口 郁 世	〃	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	下 谷 栄 治	〃	産業振興・環境	産業振興・環境	
	酒 井 隆 裕	市議会議員	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
市議会議員で議長が推薦する者	高 橋 龍	〃	産業振興・環境	産業振興・環境	
	前 田 清 貴	〃	総 論	産業振興・環境	
	松 岩 一 輝	〃	総 論	産業振興・環境	
	横 尾 英 司	〃	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	賀 川 智 章	北海道開発局小樽開発建設部 地域連携課長	—	産業振興・環境	令和6年5月8日委嘱
関係行政機関の職員	菊 池 博 幸	北海道後志総合振興局 地域創生部地域政策課長	総 論	人・暮らし・都市	
	上 野 亜希子	小樽市文化団体協議会 副会長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
市長が必要と認める者	中 源 博 幸	株式会社 ゲンテンクリエイト 代表取締役	産業振興・環境	産業振興・環境	

〔退任した委員〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (解職時)	所 属 分 科 会		備 考
			基本構想	基本計画	
関係行政機関の職員	登 立 敏 和	北海道開発局小樽開発建設部 地域振興対策室	産業振興・環境	—	令和6年5月8日解職



〔基本構想（改訂原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 9 6 号
令和 5 年 8 月 3 1 日

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞 様

小樽市長 迫 俊 哉

「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和 5 年 11 月 30 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞

「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について（答申）

令和 5 年 8 月 31 日付け樽企第 96 号により本審議会に諮問されました「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

引き続き進められる総合計画の見直しにおいては、本審議会での議論経過を踏まえ、別紙意見の趣旨が十分生かされますよう希望します。

別 紙 意 見

《人口減少・少子高齢化への対応に関すること》

- 少子化の改善と出生率の向上や、社会減に歯止めをかけることと移住・定住の促進など、文章全体として同じ趣旨のことが繰り返し述べられ、分かりにくくなっていることから、無駄のない文章に修正するよう、検討されたい。

《子ども・子育てに関すること》

（子ども・子育て支援）

- 「子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます」とあるが、これに対応する基本計画では子どもの権利条約について示されていることから、「子どもの権利の擁護と保護に努めます」とするなど、

表現の修正について検討されたい。

（学校教育）

- 基本計画では児童生徒の安全確保や健康増進についての記載があることから、基本構想でも記載するよう、検討されたい。

《市民福祉に関すること》

（高齢者福祉）

- 「医療・介護などが連携」とあるが、医療・介護のほか、その前に記載がある健康づくりや介護予防等も含めて地域包括ケアシステムを構築するのであれば、「医療・介護なども連携」に修正するよう、検討されたい。

（障がい者福祉）

- 相互に人格と個性を理解し合うことについて、目指す姿としては同趣旨の記載があるが、展開方向の中にも記載するよう、検討されたい。
- 「障がいのある人（障がい児・者）も地域で安心して暮らすため」とあるが、健常者はできているが障がい者はできていないという表現に感じられるため、前半を「障がいのある人（障がい児・者）が」に修正するよう、検討されたい。
- 「障害のある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう」という文言が、「情報の取得利用・意思疎通の円滑化」と「差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進」の両方にかかっていることが分かりづらいので、分かりやすい表現に修正するよう、検討されたい。

（保健衛生）

- 「自殺対策の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない社会」とあるが、後半を「誰一人取り残さない」とするなど、同じ趣旨の文言の反復とならないよう、表現の修正について検討されたい。

《産業振興に関すること》

（産業振興全般）

- 北海道新幹線の延伸により本市の産業分野に対する大きな効果が期待されることから、テーマ全体の文章に北海道新幹線についての記載も追加するよう、検討されたい。

（観光）

- 表現が抽象化されているように感じられることから、基本計画の内容も反映しながら、より具体的な表現で記載するよう、検討されたい。
- 本市の観光においてインバウンドが最も優位性を持っていると考えられることから、旅行者全体に対する取組のみならず、インバウンドに対する取組の方針についての記載も追加するよう、検討されたい。
- 実際に観光業に携わっているのは事業者やそこで働いている人達であることを踏まえ、水産業、商業、農林業などとの繋がりについての記載も追加するよう、検討されたい。
- 市内宿泊客を増やすことの重要性に鑑み、滞在型観光の促進に向けた方針についての記載も追加するよう、検討されたい。

《生活基盤に関すること》

（上下水道）

- 耐震化や老朽化対策等、災害への対策についての記載も追加するよう、検討されたい。

（防災・危機管理）

- 大規模停電についての記載も追加するよう、検討されたい。
- 防災の考え方の中に減災が含まれていることは市民に浸透していないと思われるため、減災について明示的に記載した文章となるよう、表現の修正について検討されたい。



《消防》

- 「消防体制の充実」とあるが、救急救助が消防に含まれていることは市民に浸透していないと思われるため、救急救助について明記するよう、検討されたい。

《環境・景観に関すること》

《環境・景観全体》

- 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン」について、本市が令和3年5月にゼロカーボンシティ宣言を行っていることを踏まえ、市の最上位計画である総合計画でも示すべきと考えられることから、「ゼロカーボン」の文言を記載するよう、検討されたい。

《環境保全》

- 「脱炭素に向けた取組」とあるが、ゼロカーボンシティ宣言の記載と合わせ、「脱炭素社会の実現に向けた取組」とするなど、表現の修正について検討されたい。

《都市景観》

- テーマ3の「施策5 観光」では歴史的建造物といった都市景観について記載があることも踏まえ、本施策において観光施策との連携に関する記載も追加するよう、検討されたい。

《土地利用・地区別発展方向に関すること》

- 中部地区の発展方向についての文章内に「空き家・空き店舗などストックを有効活用」とあるが、あえてストックとして残しているものでないのであれば、「ストック」の文言は削除するよう、検討されたい。



〔基本計画（改訂原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 6 0 号
令和 6 年 8 月 1 日

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞 様

小樽市長 迫 俊 哉

「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞

「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について（答申）

令和 6 年 8 月 1 日付け樽企第 6 0 号により本審議会に諮問されました「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

別 紙 意 見

〔人口減少・少子高齢化への対応に関する事項〕

《テーマ全体》

- 近年の外国人住民の増加傾向は、雇用・労働施策をはじめ様々な分野に関連する事柄であるため、市内に居住する外国人の推移が分かるようなグラフの追加について検討されたい。

《施策 1 人口減少への挑戦》

- 「親子連れで遊べる小樽の特性を生かした小樽公園の再整備」とあるが、親子連れで遊べない公園があるのかと受け取られる懸念もあるため、表現の工夫を検討されたい。（共通施策：5-3「公園・緑地」）

【テーマ 1 子ども・子育てに関する事項】

《施策 1 子ども・子育て支援》

- 保育についてデジタル技術の活用に関する文言が追加されたが、主な取組への繋がりを考慮し、追加場所を修正し「保育環境の整備が求められており、デジタル技術の活用を含めた保育サービスの充実が必要」とするよう検討されたい。
- 児童生徒の居場所充実について「必要性が高まっています」としているが、後退した表現に見えるため、変更前の「必要です」のままとするよう検討されたい。
- 「子ども・若者・子育て当事者の意見を反映」とあるが、そのほかの意見は聞かないような誤解が生じないよう、表現の修正を検討されたい。
- ヤングケアラーについて追加されているが、ゲーム依存や不登校、ひきこもりといった問題も含めた表現について検討されたい。
- 指標「育児相談延べ件数」について、現在の記載のみではなぜ件数増を目指すのか読み取りにくいことから、目指すべき方向性がより明確となるよう、補足の説明や、具体的に注力しているような取組に関する指標などの追加を検討されたい。

【テーマ 2 市民福祉に関する事項】

《施策 2 高齢者福祉》

- 「75歳以上の後期高齢者数のピークをこれから迎える」とあるが、いつなのか具体的に記載するよう検討されたい。

《施策 6 男女共同参画社会》

- 「情報誌『ばるねっと』の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発」とあるが、男女共同参画の意識づくりに関してはより積極的に取り組むべきであり、どのような意識の啓発を目指すかなど、より具体的な表現や取組を追記するよう検討されたい。

【テーマ 3 産業振興に関する事項】

《施策 2 水産業》

- 沖合漁業以外の、漁獲単価が高いと思われる漁業を伸ばしていくことも方向性に含めた表現に修正するよう検討されたい。

《施策 3 商業》

《施策 4 工業・企業立地》

- スタートアップ支援については、より大きなスケールでの取組も必要と思われるため、そうした取組の実施を見据えた記載を、施策 3「商業」あるいは施策 4「工業・企業立地」へ追加するよう検討されたい。

《施策 5 観光》

- 「朝里川温泉、天狗山、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源の二ーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組」とあるが、旧手宮線について、手宮方面への回遊性を高めることで北運河周辺の活性化も期待できることから、「旧手宮線」も追加するよう検討されたい。

また、策定中の歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致として位置付けようとしている「小樽公園」についても



追加するよう検討されたい。

- 市内の歴史的な建造物などを取得活用したい事業者がいる一方で、活用されず取り壊されてしまう建造物もあることから、観光資源の保存・活用の観点で、こうした建造物と事業者のマッチングを図る取組の実施を見据えた記載追加を検討されたい。

【テーマ4 生活基盤に関する事項】

《施策2 道路・河川》

- 指標「河川の年間しゅんせつ延長」とあるが、このほか年間数値の指標であるものの「年間」と記載していない指標もあるため、表現を統一するよう検討されたい。

《施策6 交通》

- 並行在来線に関して「持続可能な代替交通を構築していく必要があります」とあるが、今の運輸機能を維持できるだけ代替交通を構築していくことを求めていくべきであり、「持続可能」という文言は削除するよう検討されたい。

【テーマ5 環境・景観に関する事項】

《施策2 循環型社会》

- 指標では「生活系資源物排出量」と記載されているが、「現状と課題」の項では「生活系」の文言を削除しており、表現の統一を図られたい。
- 「生活系資源物排出量」について、140g前後の横ばいで推移しているとのことであり、今後もその数値で推移するものと推測されるが、目標値は基準値より増加すべきとの考え方でよいのかも含め、分かりやすい指標となるよう表現について検討されたい。

《施策4 都市景観》

- 『「伝統的建造物群保存制度」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討」とあるが、歴史的風致維持向上計画の次の段階として、「取組の推進」とするなど、より積極的な姿勢となるような表現への修正を検討されたい。

【テーマ6 生きがい・文化に関する事項】

《施策3 スポーツ・レクリエーション》

- 指標「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の目標値について、国（スポーツ庁）におけるスポーツ基本計画を踏まえ設定された数値であることが分かるよう、補足説明の追記を検討されたい。

【市政運営の基本姿勢に関する事項】

《施策2 持続可能な行財政運営の推進》

- 「本市の財政は非常に厳しい状況にあり」という文言を削除しているが、現在も余裕のある状況にはないと考えられることから、そのことが読み取れるような表現を残すよう検討されたい。

【その他基本計画全般に関する事項】

- 指標については、目的等を明確にし、市民にも分かりやすく、達成や進捗が実感できるようなものとなるよう、全体的に見直しを検討されたい。
- 北海道・札幌市がGX関連の「金融・資産運用特区」の対象地域の一つとなり、本市も関連が考えられることから、GX（グリーントランスフォーメーション）に関する記載について検討されたい。
- 本市でもヒグマが相当数目撃され、捕獲もされているが、農業被害の記載とは別に、市民の安全・安心の観点による記載についても検討されたい。



03

関係規程等

○小樽市自治基本条例（関係部分抜粋）

制 定 平成25年12月4日条例第34号

最近改正 令和6年7月2日条例第27号

（計画的な行政運営）

第20条 市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めます。

2 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合的な計画」といいます。）を策定します。

3 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。

4 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。

5 市は、総合的な計画の実施状況について、進捗管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

○小樽市総合的な計画の策定等に関する条例

制 定 平成29年6月12日条例第35号

最近改正 令和6年7月2日条例第27号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、小樽市自治基本条例（平成25年小樽市条例第34号）第20条第2項に規定する総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の位置付け）

第2条 総合計画は、本市の最上位の計画と位置付けるものとする。

2 市政に関する計画及び施策の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

（総合計画の構成）

第3条 総合計画は、基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいう。）及び基本計画（基本構想を実現するための市政全般にわたる施策の基本的な方針を体系的に示す計画をいう。）により構成するものとする。

（総合計画の策定）

第4条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

第2章 総合計画審議会

（設置）

第5条 第13条の規定に基づき市長が諮問する事項について審議するため、小樽市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。



(組織)

第6条 審議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 市長は、次に掲げる者を審議会の委員に委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等から推薦された役職員
- (3) 市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民
- (4) 市議会議員で議長が推薦する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 審議会の委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対する審議会の答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総合政策部において行う。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 策定手続等

(審議会への諮問)

第13条 市長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）若しくは廃止又は基本計画の策定、改定（計画の全面的な変更をいう。）若しくは廃止に当たっては、審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第14条 市長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止に当たっては、前条第



1 項の規定による諮問に対する審議会の答申を受けた上で、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 15 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○小樽市総合計画策定会議規則

制 定 平成 18 年 7 月 18 日規則第 49 号

最近改正 令和 6 年 3 月 28 日規則第 12 号

(設置)

第 1 条 小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、小樽市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、総合計画の案について審議し、これを決定する。

(組織)

第 3 条 策定会議は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、保健所長その他部長職にある職員（担当部長を除き、病院局にあっては小樽市立病院事務部長に限る。）をもって組織する。

(会議)

第 4 条 市長は、策定会議を招集し、その議長となる。

(補助組織)

第 5 条 市長が必要があると認めるときは、策定会議に補助組織を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 策定会議の事務を処理するため、総合政策部企画政策室に事務局を置く。

○小樽市総合計画策定会議 第 7 次計画策定にかかる補助組織設置要綱

施行 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 12 月 1 日

(設置)

第 1 条 平成 31 年度から平成 40 年度までを計画期間とする第 7 次の小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、小樽市総合計画策定会議規則（平成 18 年小樽市規則第 49 号）第 5 条に定める補助組織として、次の組織を置く。

- (1) 小樽市総合計画策定会議幹事会（以下「幹事会」という。）
- (2) 小樽市総合計画策定会議拡大幹事会（以下「拡大幹事会」という。）
- (3) 小樽市総合計画策定会議拡大幹事会分科会（以下「分科会」という。）



(幹事会)

第2条 幹事会は、次長職にある者のうち市長が適当と認めた5名程度の職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 2 幹事会は、総合計画策定に当たっての将来目標や全体的な課題整理を行い、計画の構成についての案の作成その他小樽市総合計画策定会議において必要と認める事項について審議する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により選出するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の庶務は、総務部企画政策室で行う。

(拡大幹事会)

第3条 拡大幹事会は、各部から推薦のあった次長職にある職員（以下「拡大幹事」という。）及び幹事をもって組織する。ただし、幹事が拡大幹事を兼ねることができるものとする。

- 2 拡大幹事会は、総合計画の案の策定のため、幹事会の作成した構成案に基づき、必要な事項について審議し、総合計画の素案を取りまとめる。
- 3 拡大幹事会に拡大幹事長及び副拡大幹事長1名を置く。
- 4 拡大幹事長及び副拡大幹事長は、それぞれ幹事会の幹事長及び副幹事長をもって充てる。
- 5 拡大幹事長は、拡大幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副拡大幹事長は、拡大幹事長を補佐し、拡大幹事長に事故があるとき又は拡大幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 拡大幹事会は、構成案の各分野により分科会を組織するものとする。
- 8 拡大幹事会の庶務は、総務部企画政策室で行う。

(分科会)

第4条 分科会は、拡大幹事1名と各部から推薦のあった課長職以下にある職員（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 分科会は、構成案の各分野における事項について調査及び研究を行い、総合計画の素案を作成する。
- 3 分科会に会長、副会長及び庶務1名を置く。
- 4 会長は拡大幹事をもって充てるものとし、副会長及び庶務は、会員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 会長は、分科会を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 庶務は、分科会の会議録作成や企画政策室との連絡調整等を行う。

(補則)

第5条 幹事会、拡大幹事会及び分科会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、幹事会、拡大幹事会及び分科会の運営について必要な事項は、別に定める。



○小樽市総合計画策定会議 第7次計画の中間見直しにかかる補助組織設置要綱

施行 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

(設置)

第1条 第7次小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の中間見直しに当たり、小樽市総合計画策定会議規則（平成18年小樽市規則第49号）第5条に定める補助組織として、次の組織を置く。

- (1) 小樽市総合計画策定会議幹事会（以下「幹事会」という。）
- (2) 小樽市総合計画策定会議幹事会分科会（以下「分科会」という。）

(幹事会)

第2条 幹事会は、次長職にある者のうち市長が適当と認めた職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 2 幹事会は、総合計画の中間見直しに当たっての全体的な課題その他小樽市総合計画策定会議において必要と認める事項について審議し、総合計画の改訂素案を取りまとめる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により選出するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、総合計画の各分野により分科会を組織するものとする。
- 8 幹事会の庶務は、総合政策部企画政策室で行う。

(分科会)

第3条 分科会は、幹事1名と各部から推薦のあった課長職以下にある職員（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 分科会は、総合計画の各分野における事項について、総合計画の改訂素案を作成する。
- 3 分科会に会長、副会長及び庶務1名を置く。
- 4 会長は幹事をもって充てるものとし、副会長及び庶務は、会員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 会長は、分科会を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 庶務は、分科会の会議録作成や企画政策室との連絡調整等を行う。

(補則)

第4条 幹事会及び分科会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、幹事会及び分科会の運営について必要な事項は、別に定める。



第7次小樽市総合計画

(2024年度 改訂版)

■発行 小樽市

■編集 小樽市総合政策部企画政策室
小樽市花園2丁目12番1号
電話 0134-32-4111

